

総社市入札等監視委員会設置条例をここに公布する。

平成26年9月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第24号

総社市入札等監視委員会設置条例

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明化を確保するため、総社市入札等監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市が発注した建設工事及び委託業務(以下「工事等」という。)に関し、入札及び契約手続の運用状況について報告を受けること。
- (2) 委員会が抽出した工事等に関し、次に掲げる事項の審議を行うこと。
 - ア 一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定の理由及び経緯
 - イ 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯
 - ウ 随意契約とした理由及び経緯
- (3) 工事等の入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情処理の審議を行うこと。
- (4) その他入札及び契約手続の適正化を図るために必要な事項について、調査及び審議を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約について審査し、及びその他の事務を適切に行うことができる学識経験等がある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は、妨げないものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、総社市情報公開条例(平成17年総社市条例第11号)第7条に規定する不開示情報が含まれる事項について調査し、又は審議する会議については、非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第2条第1号、第2号及び第4号に掲げる事務に関し、報告の内容又は審議した事項に不適切な点若しくは改善すべき点があると認めたときは、市長に対して意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の意見の具申又は是正の勧告を行った場合は、これを公表することができる。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、市長から再苦情の申立てに関する審議の依頼があったときは、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を市長に報告するとともに、公表する。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から起算しておおむね60日以内に行うものとする。

(委員の排斥)

第10条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | | | |
|-------------------|----|-------|-----|-------------------|-----------|----|-------|-----|-----|
| 別表第1 (第2条, 第3条関係) | | | | 別表第1 (第2条, 第3条関係) | | | | | |
| 職名 | 区分 | 報 酬 | | | 職名 | 区分 | 報 酬 | | |
| | | 日 額 | 月 額 | 年 額 | | | 日 額 | 月 額 | 年 額 |
| 略 | | | | 略 | | | | | |
| 国民保護協議会委員 | | 5,900 | | | 国民保護協議会委員 | | 5,900 | | |
| 入札等監視委員会委員 | | 7,500 | | | | | | | |
| 略 | | | | 略 | | | | | |
| 備考 略 | | | | 備考 略 | | | | | |